

午後1時〇〇分開会

○池田委員長 皆様、こんにちは。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。生活支援課長及び地域保健課長、それから生活衛生課長がそれぞれ公務のため欠席です。

本日の日程をご覧ください。報告事項が、子ども部が8件、保健福祉部が4件でございます。本日はこの後、教育委員会が予定されているとのことですので、口頭報告等を含めて、子ども部の報告を先に受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程の1、報告事項に入ります。子ども部の（1）令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度）報告書について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料1に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度）報告書に基づきましてご報告させていただきます。

まずページを開いていただきまして、目次、「はじめに」をちょっと飛ばさせていただきまして、点検・評価の対象及び実施方法でございます。今回初めて行ったことがございまして、今まででは主要施策の成果に掲載された事業に基づいて点検・評価を行っておりましたが、国の方針で、この点検・評価の中で定量的な指標を設けて点検・評価をしてほしいというような要請がございましたので、今回、こちらの2番の（1）の「また」以降に記載のほうをさせていただいておりますが、定量的な指標を設け、点検・評価を行ったところでございます。

その下、（2）の対象事業でございます。主要施策の成果から選定した事業ということで、2事業、子どもの遊び場確保の取組み、またもう一つがおがちよ教育交流事業でございます。続いて、イの定量的指標を用いての点検・評価で五つ今回選びました。それが、（ア）から（オ）になってございますが、全国学力学習状況の調査の正答率、また区立学校の体力・運動能力調査による体力合計点の平均値、（ウ）として学級満足度の尺度、（エ）区立幼稚園定員充足率の向上、（オ）学童クラブの定員超過数という5点につきまして、こちらを定量的指標を用いて点検・評価をしたところでございます。

次のページ、4ページになります。点検・評価の実施方法につきましては、有識者の方々5名、これ昨年度と委員の方々は同じでございます。7月16日、30日と分けまして、それぞれこのような形で、開催の状況として表のとおり実施したものでございます。

次のページ以降は、こちらはそのときに提出した資料となってございますので、有識者の方々のご意見について、ちょっと簡単ではございますが、触れさせていただければと思います。

まず、子どもの遊び場の確保の取組みといったところで、委員の方々から頂いたご意見ということで、小学校の校庭面積が基準の3.5倍以上確保されている点や、遊び場が当初2か所だったところが今現在は10か所に増えたこと、また、ボール遊びや花火、また夏場の体育館開放など、子どものニーズに応じた事業が高く評価いただいたところでござ

います。今後は量から質への転換についてご指摘を頂き、安全面や環境面での工夫、また既存の施設の最大活用、それにプレーリーダーの育成・配置、熱中症対策などについてご提案を頂いたところでございます。また、他自治体の先進事例も参考にしつつ、千代田区の実情に合わせた質の向上が必要とのご指摘を頂いたところでです。

次に、おがちよ教育交流事業についてです。都会の子どもたちにとって貴重な体験の場となっており、応募倍率4.6倍という高い人気を集めており、世界自然遺産での体験、また生徒の体験談から得られる学びの大きさについてご評価いただきました。今後は、より多くの子どもが参加できる仕組みや、事前学習、振り返りの充実、小笠原や千代田区のお子さんたちの交流機会を増加させる。また、報告会についての公開など、もう少し周知のほうに努めたらどうかというようなご提案を頂いたところでございます。

続きまして、定量的指標に基づいた評価になります。ページにつきましては、下のページ数で28ページになります。28ページから37ページまでとなっておりますが、これもすみません、かなり多いので、ちょっと絞らせていただいてご説明させていただきます。

全国学力・学習状況調査についてでございますが、千代田区のお子さんたちは全国・都平均を上回る成果が出ており、少人数指導やICT活用の効果が見られますが、今後は思考力や判断力、また成績が少し低い層への支援強化について課題であるというご指摘、ご評価を頂いたところでです。

続いて、イの区立学校の体力・運動能力調査についてでございますが、小学校は全国平均を上回っているものの、中学校では少し課題が残っているということで、特に中学校女子の体力向上や生活習慣の分析が必要であるというご指摘を頂いたところでです。

続いて、学級満足度尺度でございます。こちらについては、小6と中学校1年生で全国平均を上回って、いじめや不登校の減少傾向も評価を頂いておりますが、小1ギャップや、また各学校の学級ごとの課題への個別の対応について、ご指摘を頂戴したところでです。

続いて、工の区立幼稚園の定員充足率でございますが、昨年度から預かり保育、また給食提供などの新たな取組についてご評価いただいて、今後はまた保護者のニーズを捉まえて、それに応じた施策や国際教育の推進などのご提案を頂戴したところでございます。

最後でございますが、学童クラブの定員超過数につきましては、新しく新設したクラブや放課後子ども教室の活用がご評価を頂いたところでございますが、今後、私立学童とのミスマッチの解消や、学童保育の質的充実についてご指摘を賜ったところでございます。

また、こうしたご指摘を基に今後どのように取り組んでいくのかにつきまして、そちらについては38ページから42ページのほうに、取組内容について記載のほうをさせていただいたところとなります。

大変簡単で申し訳ございませんが、有識者の方々のご意見、評価、また今後の主な取組みにつきましては以上でございます。今後も子どもたちの健やかな成長と学びの場の充実に向けて、様々な検討や実施のほうに向けて取り組んでまいりたいと思います。簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 教育委員会があるんで、手短に質問したいと思います。

まず2ページの2の、7年度からは主要な事務事業に対して定量的な指標を設けるとありましたけれども、これ、国のほうからは、こういうのは必ず指標を設けなさいとかいう

基準というのはあるんですか。

○加藤子ども総務課長 基準というのは特にはないんですが、定量的な評価も設けるよう にというような通知が来まして、それに基づいて、今回それを取り込んで実施したという ところでございます。

○牛尾委員 じゃあ、何を指標にするかというのは、区の裁量で決められるということで よろしいですか。

○加藤子ども総務課長 ご指摘のとおりです。

○牛尾委員 定量的な指標ということなんで、これから数年、5年、10年になるのかな、 ということで指標を見ていくことになると思うんですけれども、例えば、今回、幼稚園の 定員の充足率の向上とかいろいろありますけれども、例えば職員数の推移とか、例えば小 学校では教員不足というのが結構言われているじゃないですか。そういったところの数字 とか、そういったところ検討というのはどうだったのかなと思うんですけれども。

○加藤子ども総務課長 ちょっとそこまではちょっと検討はしていなかったところでござ いますが、今後もしそういうご意見を賜れば、そういったところもこの中で検討のほう はしていきたいと思います。

○牛尾委員 ぜひいろいろご検討いただければと思います。

有識者のご意見の中で、子どもの遊び場確保の取組について、上岡（かみおか）先生で すかね。（「うえおか」と呼ぶ者あり）上岡（うえおか）先生ですかね。小学校の校庭面 積基準からすれば、最低必要面積に比べて千代田区はもう3.5倍ぐらいありますよとい うことでしたけれども、遊び場として見ればそうかもしれませんけれども、校庭は学校に 行っても決してそんな広くはないですよね。昼休みの時間帯とかに行けば、もう子どもが わーっともう芋洗い状態で遊んでいるということを考えれば、やはりなかなか校庭を広げ るというのは難しいですけれども、今度、和泉の整備がありますよね、そのときに昌平の ように公園も一部学校が使うようなことをして、やっぱり子どもたちの学校での遊び、遊 ぶとか運動する場を広げていくという、その検討というのはやっていかなければいけない と思うんですけども、これで見ると、もう量はいいと。次は質だというふうになっている んで、遊び場はそうかもしれないけど、子どもたちの環境としてはやっぱり量を求めてい くという視点で取り組んでいただければと思うんですけれど、いかがですか。

○加藤子ども総務課長 遊び場につきましては、26ページのほうの、日永委員のほうか らもちょっとご指摘を頂いているところでございまして、こちらのほうの今後の取組みの ところで、「将来の遊び場の確保」は、と書いてあるところの2行目でございますね。現 在の遊び場が減る可能性といったところも考えられなくはないというところもありまし て、子どもの数の推移を基にしながら、1人当たりの面積や、ベンチマークとする対象のほか の自治体における遊び場の面積など、といったものも維持すべき目標を設定しておく必 要があるのではないかというご指摘を頂いております。ですので、あくまでも面積につい てはある程度目的は達成しているかなというふうには思っておりますが、今後減る可能性 もあるかとは思っております。ですので、そういったところにつきましては、そういうと ころも目配せしながら取り組む内容になっていくかと思います。

和泉の話、昌平みたいな形でという話もありますが、ちょっとどういう形で和泉が最終 的にどうなるか、まだ何とも言えないところで、今日も報告がございますが、ちょっと

我々としても、ずっとこのまま現状の遊び場で維持できるかといったところについては、まだ何とも言えないところかなと思っておりますので、やっぱりある程度の面積の確保といったところは必要になってくるかなと思ってございます。

○牛尾委員 ぜひよろしくお願ひします。

あと、24ページかな、桑原委員のほうから、これは質の問題になると思うんですけれども、やはり今後、遊び場について、これは三重県ですかね、子ども・保護者・地域・行政が協働して遊び場の質を高めていくという、この考え方というのは非常に大事だなと思っていまして、やっぱり千代田区も遊び場といつても、ボール遊びができる、プレーリーダーを配置している、それが各所にあるということで、例えば港区は国有地を買って、プレーパーク、泥んこ遊びとか木登りができるプレーパークを造ったじゃないですか。千代田でなかなかそこまでやるというのは難しいかもしれませんけれども、同じようなこのボール遊びができる場じゃなくて、やはりこうした子ども・保護者・地域の声を聞いて、様々な遊びができる、しかもすみ分けでもいいと思うんですよね、ここはこういう遊び場、ここはこういう遊び場という、そうしたことでも今後必要になってくるのかなと思いますけれども、ぜひご検討いただければと思いますが、いかがですか。

○加藤子ども総務課長 そういうこともできるんであれば一番かなと思いますが、なかなかやっぱり土地と金額といったところがあろうかと思っております。当然子ども部としてはそういうことができればというふうに思いますが、最終的にはちょっと全局的な判断になるかなと思ってございます。

○池田委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 地方教育行政法でしたっけ、の中で定められてから、かなり、今、何年目ですかね、もう20年ぐらいたっているんでしたっけ。ずっとこれを同じスタイルで積み重ねてきた現在であるという認識でいいのかな。

○加藤子ども総務課長 基本的にはその認識でございます。少しずつ形態は少し変わってきてはおりますが、基本的には変わらないものだというふうに思ってございます。

○小枝委員 今回こういう定量的ということで、割と数字出しをしてくれたということでですね。そうすると、学童の定員オーバーが、15ページ、これだけ出てきているよと。学校内学童クラブが激しく足りない方向になっているよということも出てくるし、満足度はまあ上がっているということになるのか。小学校1年のところがどこのページだったかちょっと忘れましたけれども、相当、全国平均からすると低いみたいな数字もどこかにあったんですけど、ここは改良してくれと、次に向かって改良してくれというような、いろんなところに書いてあるんでしょうけれども、今回で言うと、どちら辺が見どころ、会議が2回しかやっていない中で、ここはやるよと。ある意味、教育委員会での一つの学識議会みたいな感じですよね。どこが見どころになるのか。それから、昨年の事例で言うと、この会議をもって改善した事例というのがあるならば教えていただきたいと思います。あるいは、我々が資料として活用して、議会の中で大いに活用してもらいたいという意味合いなのか。どういうふうにこのものを、助かるんだけれども、どういう位置づけのものなのかなというのかなというのがちょっと、すみません、基本で。

○加藤子ども総務課長 今おっしゃっていただいた、当然これは公表することが前提の資

料ということで、もちろん区議会の皆様もそうですし、区民の皆様に見ていただいて、特に千代田区は本当に非常に土地面積が厳しい状況の中で、どういう形で、いろんなことを教育の中で、遊び場も含めて、学校も含めて、どういう形で使っていくかというところは多分関心がおありだとは思いますので、そういう皆様に見ていただきたいといったところになります。

まず、今回ご指摘いただいたて、一番見どころというか何というか、ご指摘をいろいろ賜ったといったところは、先ほど来ご指摘いただいております遊び場事業であることは間違ひございません。遊び場の中で様々ご指摘を頂きまして、我々としては、今回、量の部分から質的な部分に見直すという、この方向転換といったところは非常に大きかったかなというふうに思ってございます。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 4番の幼稚園の定員充足率について伺います。この中で、現状分析の中で、あらゆる選択肢を入れながらこの定員充足率の向上に努めるというところがあるんですけども、今回の中で、統廃合ですとか、そういった意見というのは出たんでしょうか。

○加藤子ども総務課長 統廃合までは、ご意見としては賜らなかつたところでございます。○おのでら委員 一番早くこんな定員充足率が改善するというのは統廃合になってしまふと思うんですけど、まずはこども園にするかどうかという検討が必要なのかなとは思うんですが、この辺りというのはもう大分深く考えていらっしゃる。どのくらい検討されているような状況なんですか。

○加藤子ども総務課長 その前の子ども・子育て支援計画のほうで、認定こども園化を目指すという形で記載のほうも計画のほうには書かせていただいたところでございます。今回、皆様からのご指摘も、認定こども園化を目指すといったところも視野に入れてはどうかといったところのご指摘も頂戴したところでございます。ですので、そういったところにつきましては、今後、我々教育委員会として、ちょっとどのような形にできるのかといったところを含めて検討を深めて、実施に向けて動いていきたいというふうに今のところ思ってございます。

○おのでら委員 ありがとうございます。

あと利用定員の見直しについても書いてあると思うんですけど、これ、利用定員を減らすと、もちろんこの充足率が上がってくるので、これも一つの案だとは思うんですけども、ただ、一方で、物すごくコストがかかると。実質1人当たりのコストが増えてしまうとか、そういった問題もあるので、その辺りもしっかりと踏まえつつ、統廃合も一つの案として考えていくべきだと思うので、もしまたこういう機会がありましたら、そういうのも含めいろいろご意見を頂戴できればと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 減らすということについては、減らすのは非常に簡単なんですけど、その後、広げるというほうが、今度、面積基準に基づくとやっぱりなかなか難しくなってくるということで、もろ刃の剣という部分があろうと思っておりますので、ちょっとそちらについては十分よく検討しながら、どういう形が一番いいのかといったところを考えながら実施のほうに移していくということになるかと思います。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○えごし副委員長 私も遊び場の部分で、面積はしっかり3.5倍あるということと、先ほども量から質へという話もありました。また、もしかしたら今後減らしていく可能性もある。量の部分でいくと、やっぱり今、全体としては3.5倍ですけれども、地域地域で本当に遊び場ができる場所があるのかどうかというのも、ちょっとしっかり考えていただきたいなと。地域によってはやっぱりちょっと近くにそういう場所がないであるとか、そういう地域もありますので、もし、まあ減らすのはちょっとまだ今後のあれですけれども、そういうときも全体的な、本当にこの近くで遊び場所があるのかというところも検討しながら、また全体の量もしっかり考えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 そちらについてもやはり先ほど牛尾委員からもご指摘いただいたところでございますが、単純にそこの遊び場がもし何かの都合でなくなってしまうといったところもあり得ると思いますので、そういうやっぱり地域地域で見ながら、特にそもそも遊び場事業は小学校校区ごとにやっぱり一つ設けてくという部分がありますので、そこで、なくなるというのはやはりかなり大きい痛手になるかと思っておりますので、そういうところのバランスも見ながら、何をどうするのかというの検討のほうを進めていく話になっていくかなと思ってございます。

○えごし副委員長 ぜひそこはしっかり考えて、地域地域での量はしっかり確保しながら進めていただきたいと思います。

あと学童クラブの定員超過数の部分なんですけど、43ページで今後の区の考え方というのは書かれてあります。この学校内学童、やっぱり人気が集中しているという部分で、今後は、そういう私立の学童にもかなり空きがあるという部分で、そこのミスマッチですかね、そこはご指摘いただいているのはごもっともだという話を書いていただいています。その上で、じゃあこう考えているというところがあれば、教えていただきたいなと。

○加藤子ども総務課長 所管の課長が答えるべきかもしれないんですが、私どもとしましては、やはり保育の質をどういうふうに高めていくのかということと、あと、それぞれの学童クラブにそれぞれ個性があつていいんだろうという、これは保育園も同様だとは思いますし、幼稚園もこども園も同様になるかとは思います。その個性で、やはりお子さんたち、また保護者の方々をどういうふうに魅力ある学童保育と捉えていただけるかといったところに、やっぱり力を注いでいくべきだというふうに思っております。その辺りを検討して実施のほうに移していくというところになろうかなというふうに思ってございます。今後もそういう形で検討のほうを進めてまいります。

○えごし副委員長 ありがとうございます。また、内容という部分で、そういう検討もというのもあるんですけれども、中にはやっぱり学校の近くだから通いたい、そういうニーズもあるという。だから、これも先ほどの遊び場の話ではないんですけど、やっぱりこの地域地域で、本当にお子様、すぐ近くで通いたい、そういうニーズもしっかり検討しながら、また、確保というところも考えていただきたいなと思います。

○加藤子ども総務課長 また地域間のバランスにつきましては、本当にそちらについて、学童クラブ、また新たな例えれば大きいマンションができるとか、そういったところで地域のニーズも少しずつ変わっていくかなというふうにも思っておりますので、そういうのも含めながら検討して、施策を進めてまいりたいと思います。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 ここはもう細かく触れたくなかったんですけど、どうしても学童クラブのこの定員超過数というこの課題については、私、何年も前から指摘をしていて、今、小学校併設の幼稚園の空きスペースって、すごいあるんですよ。そことうまくコラボして、この学校内学童クラブの面積を広げるというか、そういうお考えが、ちょっとごめんなさい、いつも、何年も前から聞いていて、改善されていなくて、また指摘されているなと思って今聞いていたんですけど。

それと、逆に言うと、この学校内学童クラブの質がすごくいいんですよ、ある意味。安全というのもあるんですけども、いろんなことをしてくれるというところで、周辺の学童クラブの質の向上というのも併せて補助していくべきだと思うんですね。それに関しては併せてお願いします。

○加藤子ども総務課長 幼稚園につきましては、私のほうも西岡委員のほうからご指摘いただいているのは重々承知してございます。学校の中はやはり広いようで、なかなかスペースをトータルとして見るとそこまでは広くないというところで、どうしてもどちらかを広げるとどちらか狭くなるという部分があります。先ほど言われたとおり、定員のほう、今、充足率の向上というところでやっているところとまた相反する部分になろうかなというふうに思っておりますので、そこら辺について、やはり最終的にはトータルのバランスを考えてというところになろうかと思います。

あと、最後ご指摘の私立学童の質の向上といった部分については、こちらについては、今までこれからも質の向上については取り組んでまいりたいと思います。

○池田委員長 なかなか幼稚園との連携は難しそうですけれども、でも、引き続きそのところはやっぱり検討材料で、さっきもおのでら委員も言っていたように、幼稚園の定員数がどんどん減っていく中で、じゃあどうしていくんだというところは、やはり全体的に、今、8園のうち2園がこども園となっていますけれども、やはりさっき課長も言っていたように、認定こども園に向けた整備というのもいろいろ考えていかないと、やっぱり延長保育をやったり預かり保育をやったり、結局、保育所と何の違いがあるんだということも出てきているんじゃないのかなと。給食も出たりとかというのもありますから。そのところの整備というのは、こうやって学識の先生方も指摘しているように、学童クラブと併用しながら、その辺りは検討していただきたいと思うんだけれども、改めてよろしく、答弁を頂けますか。

○小川子ども部長 様々にご指摘を頂きました。子ども部では、現在、幼稚園の在り方についても検討しているところでございます。そしてその中で、認定こども園化というのももちろん選択肢の一つではあるんですけども、いろんな在り方があるのではないかといったことでございます。もとより小学校8校に対して8園体制を取るということで、幼小の円滑な連携というものが一つ千代田区の特色でもあったわけでございますけれども、それを生かしつつ、今日の保育ニーズに合わせたものにいかに近づけていくのか。そして先ほどご指摘があったように、片方で定員が超過している事務事業と、片方で充足し切れないといった事業もございますので、その辺りがうまく連携を取って、その関係性の中でうまく課題が解消できるのかといった切り口というのも、ご指摘いただきましたとおり大事かと思っております。そういうことをトータルで今後の幼稚園の在り方について検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。ここまでで、ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度）の報告書について、質疑を終了いたします。

次に、（2）児童福祉法等の一部改正に基づく保育施設等基準の変更について、理事者からの説明を求めます。

○大松子ども支援課長 それでは、教育委員会資料2に基づいて、児童福祉法等の一部改正に基づく保育施設等基準の変更についてご報告いたします。

項番1の概要のとおり、児童福祉法の改正が10月1日に施行されましたので、これを引用しております三つの区条例の改正が必要になったものでございます。

項番2の主な改正内容の（1）につきましては、まず一つ目の千代田区保育施設等運営基準条例第25条、二つ目の千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例第12条、三つ目の千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条、いずれも児童福祉法第33条の10を引用しておりまして、改正後の児童福祉法におきまして現行の条項数と差異が生じた、いわゆる条ずれが生じたものでございますが、このため、以上三つの条例においても改正する必要があるものでございます。

○山崎子育て推進課長 続きまして、（2）の千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の第17条第2項の改正内容についてご説明をいたします。この条例は、児童福祉法に基づきまして、国の基準に従い定めるというふうになっております。このたび国基準のほうが、利用開始時等の健康診断に関する部分において改正があったということを受けまして、本条例を見直す必要が出てきたというところでございます。

最後に改正予定条例についてでございますが、この三つの区条例につきまして、令和7年の第4回区議会定例会におきまして、条例の改正について議案を提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 以上かな。はい。説明が終わりました。本件は第4回定例会で議案になる予定の案件でございます。事前審査とならないよう、ご協力をお願いいたします。概括的な質疑や資料要求などがありましたら、お願いをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）児童福祉法等の一部改正に基づく保育施設等基準の変更についての質疑を終了いたします。

次に、（3）千代田区乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要について、理事者からの説明を求めます。

○大松子ども支援課長 それでは、教育委員会資料3に基づいて、千代田区乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要についてご報告いたします。

項番1のとおり、乳児等通園支援事業、すなわち子ども誰でも通園制度の事業は、全ての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を目的とした制度でございますが、令和8年4月からは国の法律に基づいて全国的に制度化されるもので

ございます。これに関して国から、本格実施するに当たっては自治体には制度運営ための条例が求められておりまして、その条例の基準が今月には示される見込みでございます。これを踏まえて、本区でも制度の運営に関する条例の制定が必要になるものでございます。

項番2のとおり、事業の概要につきましては、下の表にもございますとおり、子どもが0歳から3歳未満、つまり乳児等で、保育所に通園していない子どもを育てている家庭が、就労しているか否かを問わず、月一定時間までの利用時間枠——月10時間でございますが、時間単位で保育所等を利用できる制度でございます。

項番3のこの制度の運営に関する条例の制定等についてでございますが、令和7年第4回区議会定例会に議案を提出する予定でございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件も第4回定例会で議案になる予定の案件です。概説的な質疑や資料要求などがありましたら、お願いをいたします。

○牛尾委員 出していただけるとは思うんですけども、内閣府令案の10月15日に示された国の基準、この数字というか資料は出していただけますかね。

○大松子ども支援課長 まとまった形で出させていただきたいと思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 全国的な改正だと思うんですけど、千代田区において、就労していない母子というか、そういう家族というのは、どのくらいの数値がいるのかということは把握されているのかな。あるならば、傾向みたいな。やっぱり千代田区というのは共働きが多いという印象があるんですけども、年間、赤ちゃんが生まれるのが、今、600人ぐらい。そういう中でどのくらいの要するに母子、いや、母子だけではない、父子なのかもしれない。そういう状況があるのか、もし数字的なものがあれば、出していただけたらと思います。

○大松子ども支援課長 ちょっと調べて、検討いたしまして、可能な限りお出しさせていただきたいと存じます。

○池田委員長 はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（3）千代田区乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の概要について、質疑を終了いたします。資料につきましては、次の委員会までにご用意をお願いいたします。

次に、（4）病児保育事業について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 病児保育事業について、教育委員会資料4に基づきご説明いたします。

項番1、概要でございます。病児保育室は、病気の回復期に至らない乳幼児で、保育所等における集団保育を受けることが困難な場合に当該乳幼児の保育を実施する施設として、非常にニーズが高く、事業の拡充が求められているところでございます。そのため、区では施設整備を行う事業者に対し支援を行い、病児保育室の整備の促進を図っているところでございます。現在、区内においては麹町地区に1施設整備しているというような状況でございます。

次に、新規病児保育室の整備（予定）でございます。今年度に入り、神田地区において1件、病児保育室の設置を検討しているとのご相談がありました。開設時期としては令和

8年4月、そのための改修工事期間は2月、3月を予定していると。設置手法は民設民営でありまして、開設等に要する経費は補助金を交付し、運営に係る費用は委託費により支出する予定でございます。

なお、この案件につきましては、補正予算として令和7年第4回区議会定例会に提出する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件も第4回定例会で議案になる予定の案件です。概括的な質疑などがありましたら、お願いをいたします。

○牛尾委員 これも次の定例会で議案になるときは、具体的に、○○にお願いしますよというのを出していただける。出せるんですかね。

○山崎子育て推進課長 場所につきましては、こちらの事業自体が補助という形で、補助の予算を補正でお願いするというところでございまして、その後に申請を受けて、審査をした後、交付決定という形になるので、今の段階だと、決定しているということではないので、公にはちょっとなかなか難しいかなと。それとともに、先方さんのほうもちょっと慎重にやっていきたいというところもありますので、こういった公の場では、どこの場所で、どこのクリニックでというお話をしないというところでございます。

○牛尾委員 じゃあ、審査が通った後は公にできるということですかね。

○山崎子育て推進課長 そうですね。当然、補助を行うというふうに決定になった場合には公になってくるというところでございます。

○池田委員長 はい。ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。よろしいですね。それでは、（4）病児保育事業についての質疑を終了いたします。

次に、（5）千代田区子ども発達センターにおける個人情報の漏えいについて、理事者からの説明を求めます。

○宮原児童・家庭支援センター所長 では、教育委員会資料5番でございます。千代田区子ども発達センターにおける個人情報の漏えいについて、ご説明させていただきます。

千代田区子ども発達センター、こちらは区委託事業者、特定非営利活動法人子どもの発達療育研究所——以下「委託事業者」と呼ばせていただきます——において個人情報の漏えいが発生いたしました。大変申し訳ございませんでした。以下、概要に基づいてご説明させていただきます。

利用者の方からの問合せに対しまして委託事業者が情報提供を行った際、誤って個人情報を含むデータを送付していたことが判明いたしました。判明時期につきましては令和7年11月5日でございます。漏えいした個人情報でございますが、子ども発達センター利用登録者の一部の情報でございます。件数としましては150件でございます。漏えいした中のデータの中身でございますが、子ども発達センターの申請日、児童の方のご氏名、振り仮名、性別、生年月日、あと学年、あと保護者の方のお名前と利用プログラム、こういったものが入っておったということが確認できたところでございます。

2番の経緯でございます。情報開示の請求に基づきまして、本年8月に利用者の方から連絡がありまして、二度にわたって情報提供したことがございます。その利用者から委託

事業者に対し、送付を頂いたデータの中に個人情報が含まれているというご指摘を頂いたものでございまして、委託事業者が確認をいたしましたところ、個人情報が含まれていることが判明し、委託事業者から千代田区児童・家庭支援センターのほうにご報告が入ったものでございます。

続きまして、情報漏えい判明後の対応でございます。判明後につきましては、委託事業者からまず利用者のほうにデータの削除を依頼させていただきまして、また、区教育委員会事務局といたしましても利用者の方に直接謝罪を行ったところでございます。また、データに含まれていました150名の対象者につきましては、個別にご連絡をして謝罪を行っておるところでございます。

原因でございますが、委託事業者がデータを送付するに当たり、まず、情報開示請求を受けたことについて区に連絡する等の適切な手続が行われなかつたものでございます。また、送付する際に個人情報が含まれていることを確認せずに利用者にメールを送付してしまったということが原因でございます。

次の再発防止策でございますが、まず委託事業者の個人情報の適切な取扱いについて再度確認させていただくとともに、区の監督体制につきましても改めて検証し、早急に再発防止の徹底を図り、区民の皆様への信頼回復に努めさせていただきたいと思っております。

細かなものにつきましてはまだいろいろ確認中でございますが、私からの説明は以上でございます。申し訳ございませんでした。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 非常に重大な話だと。しかも利用プログラムまで載せるということは、その子のもう状況自身も分かってしまうような状態ですよね。それが漏れてしまったというのは本当に、もうこうなったからには、本当に一人一人、もう本当に直接説明していくと。もうほんと対応が必要になってくると思うんですけども、問題なのは、やはり情報開示請求があった際に区のほうにこの相談はなかったということが非常に大きな問題かなど。もう、大体この事業者というのは、もう相当長いお付き合いになるわけでしょう。どうしてこういう状況になったのかと。本当に区と連携がしっかり取れていたのかどうかというのも疑問に思ってしまうと。その辺について区の認識はどうだったんですかね。

○宮原児童・家庭支援センター所長 まず区との連携でございますが、日々の業務については適宜相談等の体制はあったというところでございますが、今回のご利用者の方につきましては、この件に限らず、いろいろさくらキッズのお問い合わせがあった中で、そこについて区のほうにも確認があつたりというところでございますが、今回は回答を急ぐあまり、しっかりとした手続手順が取れなかつたものだというふうに考えておるところでございます。また、詳細な部分についてはまだ、我々もヒアリングを行いながら、検証を行いながらという最中でございますが、今のところそういう状況でございます。

○牛尾委員 どうしてこうなったのかというのはしっかり分析をしていただきたいと思うんですけども、そういう方だからこそ、やっぱり区と事業者とどういうふうに対応しましょうかねという協力、相談というのがあってしかるべきというか、あればこういうことにならなかつたと思うんですよね。だからちょっと今後の教訓として、二度とこういうことが起こらないように、対策というかな、日々の個人個人に対してもしっかり事業者と区側で、対応を、何というかな、相談していくという体制はしっかり取っていただきたい

と思いますけれど、いかがですか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 まさに委員ご指摘のとおりだと思ってございます。業者への日々の相談体制、また業者への我々からのアプローチ、そういったところにも課題があったと考えております。再発防止につきましては、そういった区と事業者との関係性、こちらもしっかり検証してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○西岡委員 何点かあるんですけど、これ、まず、データに含まれていた対象者の方におわびをしているという段階で、皆さん、ご納得いただいているんですか。そこはスムーズに進んでいますか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 本日段階で150人のうち147名の方についてはご連絡が取れたところでございまして、直接我々のほうでおわびを差し上げておるところでございます。様々ご意見を賜っておるところでございます。経緯についてご説明をして、ご納得いただいた方もいらっしゃれば、今後、再発防止も含めて、まとまつたらまた再度ご連絡を頂きたいという方もございました。そうした方につきましては、追って我々のほうから再度しっかりご連絡を差し上げたいと考えておるところでございます。

○西岡委員 もうそこは本当に、この情報漏れをした方たちというのは、もう子ども、一生関わるようなことを外に漏らしたということになってしまふので、本当に丁寧に対応していただきたいなというふうに思っています。

それと、再発防止策というところで、再発防止って、具体的に、システム面でエラーを防ぐための何か導入する予算を組むとか、それとも担当者の属人化を防ぐのか、どういう面で再発防止を考えているのか、具体的にあるんですか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 再発防止策、具体なことはこれから検証してまいりたいと思っておるところでございます。事業者のものというよりかは、しっかりまず体制だとかを含めて一つ一つ検証しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○池田委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 基本的に情報開示請求があった場合には、まず区が対応するということが基本というふうに考えております。今回の場合には、様々な情報開示の話があった中の一つということではございますけれども、必ず区のほうに情報開示があった旨の連絡をし、それを区が対応するということで、まず入り口の段階からきちんと徹底をするということが再発防止の第一歩ではないかというふうに考えておりますので、今後そのように徹底をしてまいりたいというふうに思います。

○池田委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 今日は、この情報公開に関する事柄で、あってはならないことが起きたということの対応、再発防止ということだと思うんですけども、区がこれはもう一元的に管理して、民間事業者が現場で対応することはないよと。そういった指導が行き届いていなかつたよと。それは新人研修のせいなのか、どういったことなのか、明らかにされるでしょうということを待ちたいと思います。

一方で、多分、全委員さんが頂いている、多分今日のところではやり切れないと思うん

ですけれども、非常に発達支援の体制が、まあ言い分はいろいろあると思うんですけど、不十分で、何というか、対応が子どもによってされていないというか、個別のしっかりとした対応がされないような状況があるというようなメールのようなものを頂いていて、今日はそれの取扱いと思っていないので、持ってきていないんですけども、私たちの認識の中にも、そもそも不十分、キャパオーバーになっているんじゃないか、麹町方面にも必要なんじゃないか、そして長らくやっていたいいる法人さんだけれども、対応がし切れない状態になっているのではないかなどなど、いろいろ心配はあった中での今回なので、果たして情報公開だけの問題なのか。その背景に法人さんにかけてしまっている負荷があるのか。あるいは法人さんが研修などをやるような余裕がなかったり、かつては例えば100件だったのが今200件になっているみたいなことがあるのか。その背景について、若干でもご説明いただけたらと思います。

○宮原児童・家庭支援センター所長 委員ご指摘のとおり、発達療育に関する事項については、年々、法の要請ですか社会的なニーズの高まり、そういうものを日々感じておるところでございまして、その中で、我々でも対応できるもの、対応できるものということでやらせていただいたところでございます。また、委託事業においても、従前よりも多くのいろんなことを委託できるかどうかと、そういうところを検討しながら進めてきたのが子ども発達センター関係の事業の業務委託と区の在り方だったかと思っております。

委員ご指摘の部分、我々区としても、どういったものがよかったです。また日々の、先ほどのあれにも出していますが、日々のやり取りはどういったものが適切だったのか、より、また事業者からふとしたことを、相談に対してしっかり受け止められる体制だったかどうか、そういうところも検証が必要になってくるかなというふうに思っておるところでございますので、隨時確認をしてまいりたいというふうに思っております。

○小枝委員 これに関して、お電話対応でおわびをしているとしても、例えば保護者会であるとか利用者会であるとか、そうした形で、利用している方々の実感として、こういうことではないかということを一旦集約して報告してもらうことというのはできるんでしょうか。今後の改善に向けて、こういうことが起きているんだよと。こういう、人が足りないでありますとか、場所が足りないでありますとか、あるいは行政の方も現場に行ってほしいであるとか、どういうことが、何が足りていないのか、もしくはもう一つ造ってほしいのであるとか、一体何が発生しているのかというのは、ちょっとこの段階では全く分からぬ。恐らく情報公開に関しては決定するだろうというのは分かりましたけれども、それからきっかけに見えてくる様々な現場の問題については今日は何も触れられていないので、これについては改めて報告いただいて、現場に過剰な負担が行かぬよう、かといって、なあなあにはならぬよう、やはり保護者や子どもたちに、これをきっかけにもっとよくなるよと、責任を持ってやりますよということが見えてくるような報告をもう一回入れていただけたらなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 また詳細等、どのようにまたまとめてご報告さしあげるかにつきましては、正副の委員長の皆さんともご相談を差し上げながら、今後お話を来てまいりたいというふうに思っております。今はまだいろいろと検証させていただくところで、ちょっと時間を使わせていただければと思っております。

○池田委員長 はい。

副委員長。

○えごし副委員長 私もちょっと1点だけ確認であれなんですが、経緯のところに、本年8月に二度にわたって情報を提供した利用者からそういう指摘があったとありましたけれど、これは今も調査しているということなので、分からなければいいんですけれども、その利用者が指摘されたのがいつぐらいなのかというのを知りたくて、8月に二度にわたって情報提供を受けた。利用者はやっぱりすぐ見ると思うんですよね、データ。で、見たら情報が入っていたと。じゃあ、こんなの入っていたよと指摘するのは、多分8月ぐらいにすぐ指摘はしているのかなというふうには思うんですけれども。例えばそういう指摘があるって、調べた上で、今回、区に発覚したのは11月5日ということで、ちょっとやっぱり期間が空き過ぎているなというのを思っているんですね。

なので、そういう、初めに情報開示請求をしたというところを区に連絡がなかったというのもありましたけれども、こういう問題が起こったときの報告体制、例えば問題があつてらもう、すぐに区に報告、これは当たり前だと思うんですけれども、そこがふだんからどうなっていたのかなと。こうなると、もしかしたらほかの問題も報告しないものがあるんじゃないかみたいに思われることもある。そういう中で、やっぱりこの問題が起こったときにしっかりすぐ報告するという体制がちゃんと取れていたのかどうか。ここはしっかり調べないといけないし、また、できていなければ指導していかないといけないかなというふうにも思いますが、そこはいかがでしょうか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 まず今回の情報漏えいでございますが、非常に残念ながら、事業者のほうでは、漏らしてしまったという認識がまずございませんでした。今回、その11月5日というのが、事業者のほうに、情報提供いただいた利用者の方から直接に、そういう個人情報が含まれているというご連絡があり、事業者のほうでも調べ直したところ、そういうものがあったということで、区のほうに報告があったというところでございます。

○池田委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 さくらキッズのほうがこの状況を知り得たのが11月5日ということで、添付ファイルに個人情報が含まれていたということを認識していなかったので、言われて初めて気がついたんですけども、その指摘があったのが11月5日ということでございます。

○池田委員長 大丈夫。

○えごし副委員長 はい。この利用者から指摘があったのが11月5日ということで、いいということですね。さくらキッズにですね。ええ。それだったら分かりました。

○池田委員長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 途中で聞き忘れてしまったことが1点あって、これ、対象者の方で、先ほど電話で個別に連絡をしていて、納得していただけている方もいれば、再発防止策を後日お知らせしてほしいという方もいたというところで、全部これは口頭で伝えるんですか。要は学校とかで一堂に会してというわけにいかないと思うんですよ、こういうのって。皆さん、顔を合わせたくないとかという方もいらっしゃるでしょうし。そういう場合、書面で後日この再発防止策も含めてお送りするとか、そういう対応も可能なんですか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 今現在、まず起こってしまった事実に対して、まず早急にご連絡を差し上げ、また、きちんと言葉で説明をしてという段階でございます。中には、今も利用されているような方で、いわゆる住所ですとか電話番号等のものがなかつたのでよかったですということで、これはもう結構ですというような方もいらっしゃる中で、ちょっと個別にどこまで対応するのかというのは、ちょっと今後また区のほうで検討してまいりたいと思っております。おっしゃるとおり非常に個別的な対応が必要になる事案だなというふうに思っておりますので、そういうところも含めてちょっと区のほうで検討させていただきたいというふうに思っております。

○西岡委員 すみません。これは、後で逆にトラブルにならないようにという意味で申し上げたところでもあるんですけど、要は一部の方に再発防止策を追ってご連絡して、じゃあ分かりにくいかから書面で、なんて言われたときに、一部の方に書面でお知らせして、一部の方には届いていないという、またそういうので親同士のつながりで、来なかつたけど、と。また、二次災害じゃないけど、そういうような状況にならないように、もうまとめて一度書面で、後日落ち着いてから、どなたかにだけ書面を送るのではなくて、そういうやり方もありなんじゃないかというところで、今後検討していただければと思います。今でなくとも構わないので。

○宮原児童・家庭支援センター所長 西岡委員、ご指摘、大変ありがとうございます。そういうご意見を参考にさせていただきながら、真摯に150名の方については対応してまいりたいと思います。

○池田委員長 はい。各委員からも大変心配な声が上がってきてているのはもう承知ですから、情報漏えいがという一つの原因ではなくて、やはりそこの現状、現場とかのところも改めて見直しながら、改善ができるんであれば、しっかりと現場を立て直していくというところも必要かと思いますので、また、この件につきましてはまだ調査が済んでいないと思いますから、改めて委員のほうには、委員会のほうには説明があると思いますので、またそのときに、また改めて委員の皆様には質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（5）千代田区子ども発達センターにおける個人情報の漏えいについての質疑を終了いたします。

次に、（6）（仮称）四番町公共施設新築工事について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料6に基づきまして、（仮称）四番町公共施設新築工事についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、第4回定例会において補正予算を提出する予定でございます。事前のご説明となります。

項番1、工事概要。工事場所、千代田区四番町1、11。敷地面積は3,292.09平米です。延べ面積が1万1,929.45平米。構造規模は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上12階地下1階建てでございます。入ります用途が、四番町保育園、四番町児童館、四番町図書館、区営住宅、職員住宅、区民集会室、防災備蓄倉庫となっております。工事工期は、令和2年3月13日から令和9年2月26日までとなっております。

項番2、工事請負者及び工事金額。工事は、建築工事、電気工事、空調工事、給排水工

事、昇降機工事と分かれております。それぞれ記載の業者のほうで請け負っておりまして、合計金額が113億9,348万3,412円となっております。

項番3、これまでの契約変更の概要についてご説明します。

1回目の契約変更、令和2年8月5日でございました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による麹町仮住宅の工期延長に伴うものでございます。令和6年10月31日だったところを、令和7年3月31日と5か月間の工期の延長をしてございます。

2回目の契約変更、令和3年12月10日でした。入居者の移転期間延長及び既存建物解体工事アスベスト除去追加に伴う工期延長でございます。令和7年3月31日のところを、令和8年8月14日、16.5か月の工期延長をしてございます。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策も行っております。

3回目の契約変更、令和5年12月3日、こちらは建築工事のみでございます。インフレスライドの対応及び施工方法の変更が内容でございました。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策も行っております。

4回目の契約変更は、令和6年12月4日に建築。電気・給排水、昇降機空調は、第3回目の契約変更として行っております。内容は、建設業における「働き方改革関連法」施行による時間外労働の上限規制に伴う工期延長、令和8年8月14日であったところを、令和9年2月26日、6.5か月の工期延長でございます。これが現時点での工期でございます。その際に、インフレスライドの対応及び設計変更、工期延長に伴う共通費の増額も行ってございます。

項番4、工事の進捗状況、現在の状況でございます。

躯体の工事を行っています。10月時点では、主に3階の柱・壁・梁の部分を施工してございます。資料に写真を状況として載せてございます。3階の躯体工事の状況、あと俯瞰した全体写真、航空写真でございます。

項番5、本年度中に必要な対応。こちらが今回の内容でございますが、インフレスライドの対応でございます。建築・電気・空調・給排水工事それぞれに対して行うものでございます。内容は、前回のインフレスライド適用以降の賃金等の変動に対して適用します。いずれも記載部分、既に工事が行われている部分に相応する契約金額を控除した額でございます。

項番6、今後のスケジュールでございます。冒頭でご説明しましたように、一つ目としまして、令和7年第4回定例会、こちらで補正予算の議案について提出させていただく予定です。

続きまして、令和8年第1回定例会、こちらのほうで契約変更議案を提出させていただく予定です。

ご説明は以上となります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件も、第4回定例会で議案になる予定の案件です。概説的な質疑などがありましたらお願いいたします。よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 質疑はないんですけど、この5回にわたる、何回でしょう、5回ですかね、今回が最後の変更だというふうに思うんですが、その変更の中身について、もう少し分かりやすく。ここに項目的には書いてありますけれども、コロナもありましたから、そういう

う変則的なことはあったと思うんですけれども、過去に、終わって振り返ったときに、昔は事業評価とかいって提案をし、どういう考えで、幾らでこのプランをやろうとしたけれども、ここがこういうふうに変更になったというのが全部分かるように、数字的にも整理されているということが好ましいと言われていた時代がありましたので、資料をですね。その、これだけだと最初が一つ、どんな内容で、変更がどんな項目で幾ら、あるいは何%上がって、というのが、経過を追って、後でこれさえ見れば分かるというふうに資料をしておいてくれるといいなというふうに思うので、よろしくお願ひします。

○川崎子ども施設課長 今回の変更内容でございますが、改めまして項番5のところに載せてございます。今回は工期の延長というのは内容にはなくて、インフレスライドの対応ということで、現地の状況といいますか、世の中の社会状況の変化でございます。賃金の上昇、物価、材料費の高騰、それに伴いましての変更でございます。

現地の事情で変わるというものではございませんが、一方、ご指摘の、過去これまでの変更は、そういった要素もございました。いずれ、もしかして完成後に整理するべき内容かもしれませんか、ご指摘については研究させていただきたいと思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません、うまく伝わらなくて。114億かかりましたと。で、今回も第5回の変更を行います。それはそれでいいんです。が、1回、2回、3回と経過を経て今5回目なので、それらが、この今回の提案に当たって、そんなにくどい必要ないので、1回目、2回目の変更の内容が、振り返って分かるようにしてくださいということを申し上げました、資料として。はい、内容を……

○池田委員長 あ、この委員会では資料要求ができないので、また予算特別委員会でそのように説明ができるように、準備はしておいたほうがいいのかなというところは、今、小枝委員の質問の意図だと思うんですけども。はい。この委員会ではないので。

子ども施設課長。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。そうしますと、工事を所管している部署にも十分情報提供しながら、理解しやすい説明になるように努めていきたいと思います。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（6）（仮称）四番町公共施設新築工事についての質疑を終了いたします。

次に、（7）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 教育委員会資料7に基づきまして、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備の現在の状況についてご説明させていただきます。

項番1、人工地盤校庭パターンによる一体的整備。施設関係者・地域関係者との検討会や、本年2月に開催しました第1回オープンハウス型地域説明会でのご意見等を踏まえて、限られた整備区域内で都市計画公園の面積・機能と十分な教育環境（校庭面積）が両立できるよう、現在、人工地盤校庭パターンによる検討を進めております。

項番2、第2回オープンハウス型地域説明会。移転建替えには和泉公園の都市計画変更が必要なため、改めて公園周囲の土地所有者をはじめとした地域の方々へ、公園位置の変更と人工地盤校庭パターンによる現在の検討状況について説明し、意見を伺うため、第2回オープンハウス型地域説明会を開催しました。日時は、今年の10月19日日曜日と10月20日月曜日に行っております。会場は、和泉橋区民館の4階です。来場者数は、初日の日曜日、19日につきましては70名、2日目の20日月曜日につきましては57名、合計127名にご来場いただきました。

周知方法です。今回、その先に公園の位置の変更、都市計画変更もございますことから、より丁寧に周知をしようとして行いました。

まず一つ、案内チラシの郵送です。公園周囲の土地所有者の方々には、個別に郵送してございます。続きまして、公園から250m範囲の町丁目の方々には、配達地域指定郵便による全戸配布としまして、約4,200通郵送させていただきました。そのほか、案内チラシの配布としまして、小学校の児童や、こども園の保護者様、あと各関係する施設の窓口に置かせていただきました。

加えまして、区の広報板や町会の掲示板にも掲示させていただき、ウェブ上では、千代田区のホームページ、公式X、公式Facebook、公式LINE。加えまして、台東区に近い公園でもございますので、台東区さんのホームページにも少しリンク先を張らさせていただいております。

開催内容につきましては、この後の資料、資料7-2、第2回オープンハウス型地域説明会の概要、加えまして、当日展示したパネルを参考資料としましてつけさせていただいております。

項番3、今後の予定です。本年度中の予定になります。

今回の第2回の説明会でも、オープンハウス型説明会でも、現在進めている検討内容について賛同する意見が代表的であったため、その際に示した公園と学校敷地の入れ替え並びに新たな公園と学校等施設の配置等の方向性を一体的整備構想の素案としてまとめ、パブリックコメントを実施する予定でございます。

なお、これまでのオープンハウスまで含めましていただいた意見のうち、進めていく上で配慮すべき事項などは、今後の基本計画の中で反映できるか検討していきたいと考えております。

予定です。令和7年12月、こちらで一体的整備構想（素案）のパブリックコメントを実施したいと思っております。その後、1月に、年を越しまして1月に、一体的整備構想を策定させていただきまして、本年度末3月には、都市計画変更の縦覧に進めていければなと思っておるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 オープンハウス、私も行かさせていただきました。なかなか、分かりやすい模型もあってよかったですなどというふうに思いますし、前回に比べて、今回、かなりの人が見に来られたので、それもよかったですと思っております。

今後、パブコメをやるということですけれども、これ12月、期間どれぐらいの予定ですか、パブコメの。

○川崎子ども施設課長 12月のほぼ頭頃から、今予定していますのは、土日を3回挟んで2週間強を考えております。年内までに終わります。

○牛尾委員 ぜひ多くの人からね。パブコメというと、ぽつぽつしか意見が来ないというイメージがあるんですけれども、多くの人から意見を頂いたほうがいいと思うので。例えばもう、多分やられるとは思うんですけれども、すぐーるでご案内するとか、そうした保護者の方々からより多くの意見がもらえるよう、こうした工夫も、ぜひ行っていただければと思いますが、いかがですか。

○川崎子ども施設課長 これまで専用のホームページ、ウェブサイトを立ち上げて周知しているところではございますが、ご指摘のような周知方法も含めまして、より多くの方が素案をパブリックコメント中にご覧いただきまして、また必要なご意見を頂けるように検討してまいりたいと思います。

○池田委員長 はい。どうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（7）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備についての質疑を終了いたします。

次に、（8）令和7年 特別区人事委員会勧告について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 本年の特別区人事委員会勧告の概要について、教育委員会が幼稚園教育職員の人事を所管することからご報告申し上げます。教育委員会資料8をご覧ください。

令和7年10月14日、特別区人事委員会におきまして各区の議長及び区長に対しまして、幼稚園教育職員を含む特別区職員の給与等について、資料にお示ししている内容の勧告のほうを行いました。

資料の項番1です。月例給につきましては、若年層に重点を置きつつ、それ以外の職員についても昨年を大幅に上回る引上げ改定とし、その実施に当たっては令和7年4月1日から実施という内容でございます。

具体的な月例給の公民の比較につきましては、資料の中段の表をご覧ください。民間従業員の平均月例給40万6,322円に対しまして、特別区職員の平均月例給は39万1,462円であり、その較差は1万4,860円となっております。この公民較差を解消するため、全ての級及び号給で引上げをするものでございます。

また、幼稚園教育職員の初任給の改定内容につきましては、大学卒業者が1万2,800円、短期大学卒業者が1万4,700円の引上げとなります。

次に、項番の2、特別給。期末手当及び勤勉手当につきましては、民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引上げ、現行4.85月を4.9月にするというものです。この0.05月の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分するという内容になっております。

次に、項番3です。公民比較方法の見直しですが、厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較し、本年の公民較差を算出するため、こちら国と同様、比較対象企業を50人以上から100人以上へ引き上げております。

なお、この特別区人事委員会勧告を受けて、現在、特別区長会と職員団体の間で給与改定交渉がされています。この給与改定交渉の妥結内容を踏まえまして、区議会に改正条例

議案を急施で提出することになります。よろしくお願ひいたします。

本件についての報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件も第4回定例会で議案になる予定の案件です。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（8）令和7年 特別区人事委員会勧告についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告事項は終了いたしました。

続いて、口頭報告があれば先に受けたいと思いますが。（発言する者あり）はい。

子ども支援課長。

○大松子ども支援課長 では、口頭ではございますが、令和8年度保育園・こども園等の入園申込みについてご報告いたします。

令和8年の入園申込みは、今月11月20日木曜日から開始いたします。申込み方法は、オンラインでも、支援課窓口でも受け付けいたします。この受付期間や申込み方法、また各園の募集人数などを記載した入園案内につきましては、先日10月31日に、文教福祉委員の皆様にはポスティングさせていただいたところでございます。

なお、この入園案内につきましては、11月5日月曜日から一般配布も始めてございます。配布場所は、子ども支援課窓口、各出張所、児童館等でございます。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

ほかには、何かございますか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 1件、訂正とおわびでございます。教育委員会資料5番のタイトルのところと1行目でございます。「千代田区子ども発達センター」という記載がございますが、正しくは「千代田区立子ども発達センター」でございました。大変申し訳ございませんでした。

○池田委員長 はい。ただいまの訂正を受けまして、日程の件名及び議事録掲載の資料等についても修正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございますか。

○清水学務課長 それでは、九段中等教育学校生徒定員の変更につきまして、口頭でご報告させていただきます。

九段中等教育学校生徒定員につきましては、令和8年度からの35人学級実施に伴いまして、令和8年度以降の新入生について、1学年160人を140人に変更する旨のご報告を、9月29日の本委員会でさせていただいたところでございますが、10月23日に開催された東京都教育委員会定例会において、令和8年度の主な都立中等教育学校の募集人員を152名とする議決がございましたことから、九段中等教育学校につきましても、同様に1学年152名とすることといたしました。

前回ご説明させていただきましたとおり、前回140名とした経緯といたしましては、来年度からの35人学級の実施についての東京都からの通知を、根拠の一つとして検討し

たものでございます。区は、この東京都からの通知により、35人学級実施が必須と捉えておりましたが、区といたしましても、九段中等教育学校の定員を一気に減らすことについては受験生の影響等を懸念しておりましたところでございますので、東京都が激変緩和として段階的に減らすことを決定したため、東京都に倣う形で段階的に減らすことに変更したるものでございます。そのため、令和8年度は1学級38名とし、区民枠、都民枠とともに、各76名、1学年152名に変更いたします。

なお、変更についての周知につきましては、既に区のホームページ及び学校ホームページからご確認いただけ、令和8年度九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱の募集人員を修正して、周知しているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して質問はございますか。

○おのでら委員 70人・70人、区民枠70、区外枠70から、76人・76人になったというのは、まあよかったですとは思うんですけれども、ただ、委員会の中でも議論があったと思うんですが、区民枠のところをもうちょっと増やせないかと、こういう話になつたので、区民枠80を維持して、区外枠のところを72という検討もできたらんじやないかと思うんですけど、その辺りはいかがですかね。そうしたら区民の方への影響というのは全くなくなるので、よりよかったですとは思うんですが。

○清水学務課長 前回のところでもご説明させていただいたとおり、九段中等教育学校の移譲の条件といたしまして、そのところで確認したものでございまして、移譲の条件については、今後、東京都と協議の場を、東京都と協議をしていくところのほうを考えておりますが、区民枠の件だけでなく、幾つか移譲の条件というものがございまして、そこについても、併せて東京都と協議した上で検討していく予定でございます。

○おのでら委員 段階的に削減されるということなので、どんどん区民の皆様への影響というのは広がっていく可能性があるので、一刻も早く、その辺りの調整、交渉というのをしっかりやっていただければと思います。いかがでしょうか。

○清水学務課長 おのでら委員おっしゃるとおり、そのところは、東京都と早急に意向を確認した上で決定していきたいと思います。ありがとうございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと確認させてください。いわゆる激変緩和で、来年度は1学年、1クラス38と。で、その翌年度については35にしていくということが東京都教育委員会の中でも議論されている。じゃ、当面38でいくということなんですか。どうなんですか。

○清水学務課長 東京都のほうでも、そこは、今後予定されている国の法改正の内容を確認した上でというところで、区のほうでもそういう国法改正の内容及び都の動向を見ながら、来年度の定員というのは検討してまいりたいと考えております。

○池田委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で、子ども部の報告を終了いたします。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（1）障害者総合支援法の一部改正に伴う規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○緒方障害者福祉課長 障害者総合支援法の一部改正に伴う規定整備につきまして、保健

福祉部資料1に基づきまして説明させていただきます。

目的、概要でございます。神田駿河台にあります千代田区立障害者福祉センターえみふると、区役所3階にございます千代田区立障害者就労支援施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に規定されている業務を行っております。

今般、法に新たな項目が新設されたことから、条例に引用する条文に条項ずれが生じているため、一部を改正する条例を議案として、令和7年第4回定例会に上程する予定となってございます。

規定整備を行う条例ですが、千代田区障害者福祉センター条例、千代田区立障害者就労支援施設条例でございます。

施行予定日は、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件は、第4回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにご協力をお願ひいたします。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）障害者総合支援法の一部改正に伴う規定整備についての質疑を終了いたします。

次に、（2）デジタル障害者手帳「ミライロID」の導入について、理事者からの説明を求めます。

○緒方障害者福祉課長 デジタル障害者手帳「ミライロID」の導入につきまして、保健福祉部資料2に基づきまして説明させていただきます。

ミライロIDとは、株式会社ミライロが提供する、障害者手帳の情報を提供するデジタル障害者手帳アプリでございまして、2枚目に添付しております資料を見ていただくと一目瞭然でございますが、身体、精神、知的の3障害の手帳の情報を提示できるアプリでございます。

現在、全国で東京都交通局など交通機関をはじめ、約4,200の事業所で障害者割引などのサービスを受ける際に利用されておりまして、特別区でも6区が活用しております。

項番2、目的でございます。障害のある方が他者へ手帳を提示するという心理的負担の軽減と、かばんの奥などにしまい込んでいる手帳を出すよりも、首に下げていたりして取り出しやすいスマートフォンを提示するという利便性の向上などのため、本区の障害のある方へ利用料減免を実施している区施設でも、手帳の提示ではなく、ミライロIDの提示で減免できるようにするものでございます。

項番3、導入開始日でございます。11月4日から実施しております、このようなステッカーですとかPOPのほうも、既に現地のほうに提示してございます。

項番4、利用可能施設でございます。区内で障害のある方に手帳を提示することで利用料を減免している施設を調査しましたところ、表記のとおり12施設ございました。導入に当たりまして、各所管で条例や要綱改正などが必要かなどを調査しましたところ、現行のままで実施できることが確認できましたので、今般、実施に踏み切ったところでございます。広報千代田11月20日号にも案内を掲載予定でございます。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 これに関して、特にコストはかかっていないんですか。

○緒方障害者福祉課長 はい。かかってございません。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 これに関して、何ていうか、類似のサービスをしている事業者みたいなのはないんですか。

○緒方障害者福祉課長 今、私どもで把握しているのは、こちらのみでございます。

○小枝委員 差し支えなければ——書いてあったかな、法人の名前というのが分かれば。

○緒方障害者福祉課長 株式会社ミライロでございます。

○池田委員長 はい。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）デジタル障害者手帳「ミライロID」の導入についての質疑を終了いたします。

次に、（3）障害者の新たな就労機会創出事業について、理事者からの説明を求めます。

○緒方障害者福祉課長 障害者の新たな就労機会創出事業について、保健福祉部資料3に基づきまして説明させていただきます。

項番1、事業概要。働く意欲がありながら、外出を伴う就労や長時間就労が困難である重度障害者等の新たな就労機会を創出するために、自宅からスマートフォンなどの操作により短時間でも就労できる分身ロボットOrpheusの活用を、令和6年度から実験的に実施してまいりました。

項番2、実施状況でございます。令和6年度神田駿河台にございます千代田区立障害者福祉センターえみふるにおきまして、区民ではないのですがパイロット7名体制で、受付や接客業務を担っていただく業務をスタートいたしました。

当初、私どもとしましては、保護者ですとか障害のある方から、こういう就労をしてみたいといった声を予想していたのですが、なかなかそういった声は上がってこないため、より周知を広げようと、平河町にありますちよだんごカフェにも設置の場所を広げてきましたが、あまり反響がないところでございました。そのため令和7年度には、区役所1階にございますさくらベーカリーに、また月に一度は、区役所10階の桜日和というカフェでジョブ・サポート・プラザが焼いたケーキを販売しますので、その際には10階にも設置しまして、7年度も、また区民ではないパイロットの7名体制で接客業務を担ってきておりますが、引き続き、あまり区民の方からの反響は頂けていないところでございます。

事業経費は令和6年、7年ともに約700万円でございます。えみふるなどの施設におきまして、パイロットとして就労に興味がある方がいないかなど聞き取りをしたり、本年7月には、「千代田区第8期障害福祉計画、第4期障害児 福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施してございまして、設問にOrpheusに関するものも加えたところでございますが、就労してみたいという回答率は低いもので、障害のある区民の方の就労という、当初想定していたことの実現が大変難しいということが分かってまいりました。

項番3、今後の方向性でございます。現在の、区民パイロットが1名もない状況で7

〇〇万円の予算をOr i H i m eだけに執行させていただいているという現状は、大変厳しいものであると認識してございます。今後は、一旦立ち止まりまして、Or i H i m eの効果につきましては、パイロットの大変有効なツールであるという報告などデータはまとめておりますので、Or i H i m eも検討しつつ、障害のある区民の皆様にとって、Or i H i m e以外の有効なツールについて、研究を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 報酬というのは、お幾らぐらいもらえるものなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 こちらの業務が、この700万円で株式会社オリィ研究所に委託しているもので、最低賃金は満たしているとは聞いていますけど、個別にこの方がお幾らというのは、教えていただけないような仕組みとなってございます。

○小枝委員 最低賃金を満たしていれば、1,100円以上みたいなイメージですよね。で、障害者が、これは、その場にいなくても在宅で就労できるという仕組みですよね。でも、区民の方は出てこなかった。これは障害手帳を持っている人じゃなきゃ駄目。例えば、何でしょう。まあまあ、例えばひきこもりとか、要するにいろいろな、外には出でていけないけれども就労意欲があるとか、いないものかなと、ちょっと思って。いないもんなんですかね。いや、努力したんでしょうね。

一旦、これ、700万を投じるのが、ちょっと効果が出ないよということで、じゃあもう一回やろうとなったときには、また、それで考えるというようなことなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 Or i H i m eが、実際やっていらっしゃるパイロットさんからは、とても働きがいのあるですとか好評なコメントをもらっていますので、Or i H i m eを否定しているわけではありませんけれども、やはり区民が1人もいないものに700万円使わせてもらっているというところが、やはり来年度予算をEBPMでエビデンスを出すというところでなかなか難しいので、もちろん、トータル的に検討を進めていて、やはりOr i H i m eが一番というようなことが、また明確になってきましたら、そこはまたチャレンジしたいということは、いろいろと検討の中に入っています。

○小枝委員 分かりました。社会実験ですから、とにかく、いろいろチャレンジしてみて、そうした費用対効果や当事者の意見なども聞きながら、いい方法が見いだしていくプロセスだというふうに思って、受け止めたいと思います。

○池田委員長 はい。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 ありがとうございます。小枝委員のおっしゃったように、実験なので、こういった意見を聞くということが非常に重要だと思っております。

導入の際に、どのようなメンバーが意見を出して、置く場所であるとか、何をしてもらう——カフェに今回置くことが多かったと思うんですけども、こういったことって、どのようなメンバーが参加されて、決まったんでしょうか。デザインされているんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 まず、このOr i H i m eは、既にもう港区などの先行事例、港区役所などの先行事例がありまして、で、私どもも障害のある方の新たな就労機会の創出というのは、テーマというか課題としていろいろと調べている中で、チャレンジしてみようというところで、では、じゃあどこに置くかというところには、障害のある方が、一番

見聞きしたり、触ってみていただけるのは、えみふるであるというところで、職員の中で検討して、あとオリィ研究所という、実際この担っていただくところと協議をしながら決定したというやり方でございます。

○ふかみ委員 ありがとうございます。こういったデジタル化を進めていくに、推進するに当たっては、技術的なところよりも、そのソフト面での検討が一番重要だと言われています、例えば、ファシリティ、設備の担当者であるとか、それから、もちろん財政を担当する方であるとか、もちろん障害者の視点も大切ですし、ユーザーですね、今回大きな課題が区民からの意見ということだったと思うんですけども、様々な専門的な検討が導入に当たっては必要だと考えておりまして、こういった実験を続けていただきたいと思っているんですけども、初めにしっかりと分析、検討していただければと思っております。

○緒方障害者福祉課長 先ほど来申し上げているように、Or i Himeをやめるというわけでもなくて、Or i Himeの効果も認めつつ、もっと、どういったものがより障害のある区民の方たちに有効かという研究を幅広に広げていきたいと考えてございますので、委員ご指摘のとおり、始める前の分析というのは大切なことだと認識してございます。

○池田委員長 はい。

おのでら委員。

○おのでら委員 アンケートを実施されていて、この中で就労してみたいという回答率が低かったということなんですね。ぜひ活用して就労してみたいと、どちらかといえば活用して就労してみたいと、就労にちょっと意欲を見せていらっしゃる方は26名いらしたというのは、そのパイロット7名に対しては多い、大きい数字だと思うんですが、この26名というのは、パイロットになるための条件を満たしていない方々かどうかというのは分かるんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 すみません。無記名のアンケートでございますので、実際に、そうなんです、この26名が果たしてどういった心身の状態かというのが分からないので、もしかしたら、いろいろな体調で、どなたも仕事ができるような状態じゃないかもしれませんし、もしかしたら全員ができる状態なのかもしれない。ちょっとこのアンケートは、その部分までは把握できないような調査方法でございます。

○おのでら委員 26名、潜在的にいらっしゃるということなので、周知を進めさせていただとか、そういったのも一つだと思うんですよね。こういうのがあるんですよともっと勧めていただければ、この26名の中で条件を満たした方が手を挙げてくださるかもしれない。そこも併せてご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 ご指摘のとおり、26名という方が存在する上で、やはり私たちは、こちらも、もし区民の方に働いていただくなら、研修を設定したりですか、いろいろなことも想定しておりましたので、もうちょっと欲張りますと50人とか、ある程度の人数がいて、その中から選抜して、それで研修を受けてもらって就労してもらうというようなステップを、ざっくりとですが想定していましたので、ちょっと、正直、私たちの、もちろん力が足りなかった部分もありますけど、もう一声欲しかったなというところで、やはり700万円の予算というところから考えると、ちょっと一旦、立ち止まらせてもらって、検討を幅広に、広げていきたいと考えているところでございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 様々委員からご意見が出ていますけれども、700万円、確かに700万円の支出は、区民が全然いらっしゃらない中でどうなのかというはあるんですけど。ちょっと一旦、事業をストップしてしまうと、なかなか復活するのに結構議論が必要になってくるかなというふうに思うんですね。

で、私がお聞きしたいのは、このOrchimeで就労されている方については、どのような条件があるのか。もし障害の手帳を持っていれば誰でもできるのか、それとも身体が動かないとか、そういった条件があるのか、そこら辺についてはいかがなんですかね。

○緒方障害者福祉課長 この本事業を導入するに当たりまして、オリィ研究所と調整する中で、特に手帳の有無までは私どもで指示はしていないんですけど、メンバーの中には、なかなか外に行くのが苦手だという方も含まれているとは聞いてございます。というところで、手帳が何級以上とか、そういった指示は出していないやり方でやってございます。

○牛尾委員 ということは、ぶっちゃけ、健常者の方でも可能だということなんですか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。可能でございます。

○牛尾委員 なるほど。そういう条件で、この数字だと聞けば、厳しいのかなという思いはありますけれども。やはり、なかなか外に行けない、家にひきこもりになっている方々というのもね。でも、仕事をしてみたいという人がいれば、こういったのも活用方法のなかなと思いますけど、そこはやはり、Orchimeでこんな仕事ができますよという周知徹底、これをしっかり今後もやっていただいて、せっかく導入して、ねえ、仕事をやっている方は充実した仕事だというふうに言っていらっしゃるんで、そこについてはちょっとこの周知の方法を研究していただければなと思いますけども、いかがですか。

○緒方障害者福祉課長 努力が足りていない部分もあるかと思いますが、やはり私どもとしても、えみふるの事業ですとか、えみふるも、延べですけども、大体、年間で2万5,000人の方が来場される施設です。地域にも様々、プログラム教室とか生花教室などをやっていますし、それなりの人が集まる場所でしたし、ちよだんごですか、今もさくらベーカリーに置いているというところで、なかなかこういったものを——あ、あと先日の社会福祉協議会のふれあい福祉まつりでも、入り口に置かせてもらったりですか。ちょっと保健福祉部の中でやれることは、それなりには力は尽くしたんですけども、ご指摘のとおり、やっぱり周知不足だというところは真摯に受け止めまして、ちょっと、一旦、700万円のこの事業は立ち止まりますけれども、そういったご指摘も踏まえまして、周知の仕方や、ほかにどんなツールがあるかの研究も深めてまいりたいと思っております。

○池田委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（3）障害者の新たな就労機会創出事業についての質疑を終了いたします。

次に、（4）電子母子（親子）健康手帳の試行導入について、理事者からの説明を求めます。

○千野保健サービス課長 それでは、保健福祉部資料4に基づきまして、電子母子（親子）健康手帳の試行導入につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

初めに、項番1、母子健康手帳の電子化についてでございます。母子保健法において、妊娠届を提出した妊婦には、母子健康手帳を交付することが定められておりまして、国は

この母子健康手帳の将来的な電子化を計画しております。区は、試行的に電子母子健康手帳を導入し、区民の利便性向上を図ってまいるところでございます。

次に、項番2、実施内容についてでございます。

まず、（1）試行導入の内容でございます。今回導入する電子母子健康手帳は、従来の紙の健康手帳に加えまして、試行導入するものになってございます。お手元のスマートフォンから健康記録の確認、また事業案内などの区からのプッシュ通知の受信に加え、写真やコメント機能などで、成長の思い出も簡単に記録することができるようになってございます。ただし、健診の受診ですとか各種のお手続には、従来どおり、紙の母子健康手帳が必要になってございます。

次に、（2）開始予定日でございます。こちらは、12月2日を予定してございます。

次に、（3）システムについてでございます。システムとしては、既に導入してございます予防接種のスケジュール管理システム、予防接種と育児応援ナビ内に、電子母子健康手帳の機能を追加して導入するものでございます。

最後に、（4）利用方法についてでございます。こちらはおつけしています別添のチラシをご覧いただければと思います。こちらの裏面のほうが画面イメージになってございますが、簡単に申しますと、ご自身でアプリから利用登録をしていただき、ご自身で健診情報等を入力していただくと、そういう内容になってございます。

恐縮です。資料の一番最初にお戻りいただきまして、一番最後の下段に、参考として直近3年の母子健康手帳の交付実績をおつけしてございます。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 一番懸念されるのが、やはり予防接種をちゃんと接種したか否かという確認の部分で、病院との連携というのはできないんですか。

○千野保健サービス課長 今回導入いたします母子健康手帳に関しましては、国の最終的に目指すところは、病院のほうでも母子健康手帳にしっかり情報がアクセスできる、要は入力したりとか、そういうふうなことが自動でされるようなことを、トータルでは考えているところにはなっているんですけど、ただ、そこまでのどういったプロセスでやっていくかというふうなところ、そのガイドラインというのは、今年度示されることになっていまして、まだ少し道半ばというふうなところになってございます。

予防接種に関しましては、また健康推進課のほうが所管してございますので。

○上田健康推進課長 予防接種につきましても、今こちらのアプリにつきましては、スケジュール管理だったり、予防接種を受ける医療機関を検索できたりとか、そういった情報の関係で活用できるというところになりますので、連携というところにつきましては、今後また、医療機関との連携につきましては、予防接種のDX化等を含めまして、今後、国の動きも見ながら進めていくところになるかと思っております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これは、健診手続は従来の紙の母子手帳が必要というのは、これは何か、先ほど言った病院がアクセスできるようにするとか、あとは国の指針とか、あとは法律的な問題とか、そういった壁があるということなんですか。

○千野保健サービス課長 まさに先ほどお答えしたとおり、やはり、この母子手帳を電子

化するというふうなところで言いますと、医療機関だとかでも、それに対応ができる体制が整うことが必要になってございます。現在、様々なやり方ですとか、国の法令等も、紙で母子手帳を出すということが想定された内容になってございますので、これが恐らく、今後、電子母子手帳を推進していくに当たっては、様々な条件整備も行われながら、最後の出口である病院、クリニック、また健診機関、そういうところにも波及してくるものだと思ってございます。

○牛尾委員 例えは、僕も、子どもがちっちゃい頃に母子手帳を持って、予防接種とかを受けたことがありますけれども、その際にシールを貼ってもらうということで持っていく。あとは、確認ですね、内容の。ただ、データは電子の母子手帳にも入るわけでしょ。で、それが代用されて、予防接種を受けたら、こっちで入力するとか、そういう使い方といふのもできないのかなと思ったんですけども、そこも難しいという話なんですかね。

○千野保健サービス課長 今回導入します電子版の母子健康手帳につきましては、ご自身で入力していただく、自動で連携して反映するようなそういうものではなくてですね。受けていただいた母子手帳の、母子健康手帳の内容をご自身で後ほど入力していただくようなものになりますので、残念ながら今の時点では、自動連携の機能は備わっていないというものになっています。

○牛尾委員 いや、今の紙のものでも自動連携というか、アナログでシールを貼るじゃないですか。デジタルになっても同じじゃないかなと思ったんで、そこはどうなんだろうと。

○千野保健サービス課長 確かに、ご利用される方のスマートフォンをお預かりして入力するという、そういうアナログなやり方が可能か不可能かというふうなところで言うと、可能なのかもしれないですが、やはりオペレーションの中で医療機関にそれを求めていくというのは、なかなか現実的ではないかなというふうに考えております。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 今回の区報が、大々的にDXの広報をされていて、私も、やりそびれていたんだけれども、何だっけ、ポータルサイト、やっと登録したんですけどね。ああいうのと、これはリンクされていくんですか。

○千野保健サービス課長 やはり様々な手続、諸手続に関しましては、ポータルサイトをメインに据えてやっていくというものになります。妊娠届の提出ですとか、そういうところも今後進んでいくところにはなってまいりますが、ただ、やはり、当面の間は、紙の母子健康手帳が必要になってございますので、それをお渡しする機会として、妊娠届の提出というのは対面で行ったりとか、そういうふうなことが必要になってくる部分もありますので、どのタイミングで、どういうやり方で、その手続を電子化に移行していくかというのは、まだ少し検討する段階かというふうに思っています。

○小枝委員 国の動きとの連動なので限界はあるとは思うんですけども、それで、またどんどん拡充されていくんだろうなという未来が見えてくるわけなんですけども。

できたらいいなと思うのは、この委員会で見ていると、例えは産後ケアとか物すごく、やっぱり充実していますよね。そういうふうなことを、どんどん知ってもらって、使ってもらって、鬱にならないようにしてもらって、それから、ついつい、いろいろ発達に障害があったりすると、保護者がやっぱり心が病んでしまうようなことがったりするので、そうすると、この方は、来ていないなとか、そういうようなこともチェックできるように

なると、アウトリーチできるようになるのかなとか。それもまだ将来設計なのかもしれませんけれども、やっぱり誰も置き去りにしないというような子育て環境をつくるための第一歩というふうに見たいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○千野保健サービス課長 委員おっしゃるとおり、やはり、こちらの電子化も含めましてツールでございますので、これを使ってどのように支援していくかというふうなところが一番大切なというふうに思っております。

産後ケアの話もございましたが、そういったところも含めまして、様々な方法でアクセスできることというふうなのを広げる一つの取組というふうに、今回の電子母子手帳も捉えてございますので、ぜひ進めていきたいと思っております。○池田委員長 ふかみ委員。○ふかみ委員 先ほどのOrchimeのときと同じ内容だと思っているんですけども、こういった新しい取組、特に技術、先ほどはデジタル手帳でこちら電子手帳ですけども、取組をするときには、やはり設計がすごく大切だと思っているんですよね。特に、今回は利便性の向上ということなんだとと思うんですけども、誰の、どの利便性を狙って、その方たちにどのようなインセンティブがあるのか。

効率化、時間が軽減されたのか、お金が入るのか。どんなメリットがあるのかというの具体的に設計されないと、同じような運命をたどり、逆に新しい取組に対するネガティブな感情が区民の中に生まれて、結局は根づいていかない。社会的な課題も、人手不足というのがたくさんある中で、何の問題を解決していくのかという設計が非常に重要で、技術を使いましたというよりは、これをどなたと、どういう検討を行ったかが非常に重要なと思っているんですが、まず初めの取組だということなんですけれども、こういった設計における検討って、どなたとしていったのか、お聞きしてよろしいでしょうか。

○千野保健サービス課長 委員ご指摘いただきましたこと、まずDXというものに関して、そもそもお話なのかもしれないんですけど、出口一つ捉えて、そこを電子化するということが、DXかというところで言いますと、やはり、これは一気通貫して、入り口から、どの方がどのように便利になるのかというところまでしっかりとデザインしながらといいますか、やっていく必要があると思います。それは同様の認識でございまして、実は、当課内でもプロジェクトチームをつくりまして、しっかりと検討しているところでございます。

また、この電子母子手帳の導入に関しましては、これ、全国的な国の動きでもございまして、で、ガイドラインで示すというところがまだ示されていないところではあるんですが、実は官民のほうで、様々この電子母子手帳の在り方について協議する場がございます。そういったところにオブザーバー的に参加しながら、情報も取っているところでございますので、ここはまた情報を取りながら、相手をしっかりと見ながら、区民の方々に、いかにしてこのサービスを利便性向上につなげていくかというふうなところは、しっかりと考えながらやっていきたいと思っております。

○ふかみ委員 ありがとうございます。デジタル化というと、えてしてエンジニアの採用であるとか、エンジニアリングの理解というところなんんですけど。実は、とっても大切なのが、こういったソフト面の設計になってくるので、ぜひ、そこはしっかりとやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○千野保健サービス課長 ご指摘いただきましたとおり、やはり一気通貫で母子の利便性向上というふうなところにつながりつつ、また区側もしっかりと情報を活用できる体制を

取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。ほかはよろしい——はい、えごし副委員長。

○えごし副委員長 すみません。少し確認なんですが、入力したデータは、これ例えればアプリを削除してしまったら消えてしまうのか。例えば、ちょっとクラウド上に残っていて、またアプリで直して、そのままデータは残っているのか、そこはどちらでしょうか。

○千野保健サービス課長 各個人のIDにひもづいてデータが残ってございますので、端末が変わってアプリを入れ直したとしても、情報が取れるものになってございます。

○えごし副委員長 分かりました。そこは安心しました。

あと、例えば転居した場合とかで、異なる自治体の、多分ほかの自治体ではほかのものを使っている可能性もあったりとかして、そういうところのデータ連携とかは、それはまた打ち直してもらうという形になりますかね、そういうのは。

○千野保健サービス課長 これが、まさに全国的にどのように整えていくかというふうなところにも関わってくるものになるんですが、今回導入するものに関しましては、23区内でもおよそ10区ほどが導入しているものになりますし、その自治体間での転居の際にはIDを引き継げるようになってございます。

○えごし副委員長 分かりました。

○池田委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（4）電子母子（親子）健康手帳の試行導入についての質疑を終了いたします。

以上で、日程の1、報告事項を終わります。

次に、日程の2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。（発言する者あり）はい。

それでは、本日は、この程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時01分閉会